

平成23年4月3日8時00分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について
～水道における被害状況について報告～

厚生労働省 健康局 水道課
※下線部分が第36報からの変更点

（1）水道における被害状況（4月3日8時00分現在）

①被害状況

8県で少なくとも20万戸で断水被害が生じている状況（4月2日8時00分時点では22万戸断水）。これまでに復旧した総数は196万戸（前回では194万戸）
（復旧状況の経過及び詳細については別紙1参照）

②計画停電による水道への影響

4月2日は計画停電は中止されたので、計画停電による断水は発生していない

③応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・ 日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島各県に担当割りして派遣し、当初の応急給水から、各市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動に移行
- ・ 今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置。3月26日に第2回会議を開催し、応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方策を検討

構成団体・機関

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

(2) 原発事故関係

○原発事故に伴う水道の対応

【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素300Bq/kg、放射性セシウム200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水の放射性物質の調査結果について公表
 - [3月19日] 福島県川俣町等県内6カ所
 - [3月21日] 福島県飯舘村
 - [3月21日] 福島県内7カ所
 - [3月22日] 福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）
 - [3月23日] 福島県内5カ所及び東京都内3カ所
 - [3月23日] 茨城県内7カ所
 - [3月24日] 千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
 - [3月24日] 茨城県内19カ所
 - [3月25日] 栃木県宇都宮市
 - [3月25日] 福島県内15カ所
 - [3月25日] 茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 - [3月26日] 福島県内12カ所
 - [3月27日] 福島県内16カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月28日] 福島県内13カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月29日] 福島県内67カ所
 - [3月29日] 福島県内46カ所
 - [3月29日] 福島県内49カ所
 - [3月30日] 福島県内14カ所
 - [3月30日] 福島県内133カ所
 - [3月31日] 福島県内73カ所
 - [3月31日] 福島県内13カ所
 - [4月1日] 福島県内76カ所
 - [4月2日] 福島県内109カ所**

・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業(飯舘村)	3/21		3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業(郡山市)	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業(南相馬市)	3/22	3/30		
	田村市水道事業(田村市)	3/22	3/23		
		3/26	3/28		
いわき市水道事業(いわき市)	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業(東海村)	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業(常陸太田市)	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業(北茨城市)	3/24	3/27		
	日立市水道事業(日立市)	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業(笠間市)	3/24	3/27		
	古河市水道事業(古河市)	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業(取手市)	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業(宇都宮市)	3/25	3/25		
	野木町水道事業(野木町)	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 (ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場)	3/23	3/25		
	(柏井浄水場(東側施設))	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛郡広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業(23区5市)	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による水道の摂取（乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等）を控える広報等、「一般」は住民による飲用を控える広報等を示す。また、「開始」「解除」はそれぞれ当該広報等の開始、解除を示す